

(様式第 1 号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	相談業務情報ファイル
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	別紙のとおり
個人情報ファイルの利用目的	県内において受理した相談に関する情報を集約し、共有・活用することにより、適正な相談業務の遂行及び犯罪等による被害の未然防止を図るほか、同情報を人身安全関連事案への対応のために活用することにより、同事案の的確な対応を図ることを目的とする。
記録項目	<p>【受理情報】 管理番号、受理番号、受理都道府県警察、受理所属、受理端緒、受理窓口、受理日時、対応時間)</p> <p>【受理者・入力者】 所属（課・係を含む）、階級・職、氏名等</p> <p>【申出内容】 件名、申出種別、申出の要旨、事案種別</p> <p>【申し出者】 氏名、生年月日、年齢、性別、国籍、職業、勤務先、住所、連絡先、メールアドレス等</p> <p>【関係者情報】 関係者種別、氏名、法人・団体名、生年月日、年齢、性別、国籍、職業、勤務先、住所、連絡先、メールアドレス等</p> <p>【措置情報】 措置内容、措置者（所属（課・係を含む）、階級・職、氏名、措置区分、処理部門（所属（課・係を含む）、処理方針、指揮事項、引継先、情報提供先・参考送付・継続処理部門等</p>
記録範囲	相談事案に係る受理者、入力者、申出者、関係者及び措置者
記録情報の収集方法	相談受理・対応
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁、警視庁及び道府県警察本部並びに警察署

開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手 続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	—	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概 要	—	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をすこと ができる期間	—	
備 考	—	

別 紙

<p>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p>	<p>総務課、広報相談課、警務課、教養課、会計課、監察課、留置管理課、厚生課、情報管理課、生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課、サイバー捜査課、地域課、山岳安全対策課、通信指令課、自動車警ら隊、刑事企画課、捜査支援分析課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通企画課、交通指導課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、東北信運転免許課、中南信運転免許課、警備企画課、警備第一課、警備第二課、機動隊、警察学校、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署</p>
--------------------------------------	---

(様式第 1 号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	長野県警察高齢社会安全安心総合対策ファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	別紙のとおり	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者が安全で安心して暮らすことができる社会づくりに向けた総合的かつ効果的な高齢者支援施策を推進するために利用する。	
記録項目	1住所、2職業、3氏名、4生年月日、5連絡先、6身体特徴、7既往症、8高齢者福祉施設等の利用状況、9各種支援、援護等の必要状況、10社会参加の状況	
記録範囲	高齢者、その他必要のある者	
記録情報の収集方法	本人及びその家族等からの聴取等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

別 紙

<p>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p>	<p>総務課、広報相談課、警務課、教養課、会計課、監察課、留置管理課、厚生課、情報管理課、生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課、サイバー捜査課、地域課、山岳安全対策課、通信指令課、自動車警ら隊、刑事企画課、捜査支援分析課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通企画課、交通指導課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、東北信運転免許課、中南信運転免許課、警備企画課、警備第一課、警備第二課、機動隊、警察学校、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署</p>
--------------------------------------	---

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法(平成18年法律第73号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理番号、2 受理方法、3 受理日時、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、8 届出者続柄、9 届出者氏名、10 遺失日時、11 遺失場所、12 物件(現金・物品)、13 遺失者連絡状況、14 遺失者連絡日時、15 遺失者連絡方法、16 処理結果	
記録範囲	遺失者(届出者)	
記録情報の収集方法	遺失者(届出者)からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁、各道府県警察	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部警務部会計課 (所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692- 2
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—



(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法(平成18年法律第73号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 拾得区分、2 受理番号、3 受理方法、4 受理日時、5 受理警察署、6 受理交番等、7 公告の有無、8 公告年月日、9 取扱職員、10 拾得日時、11 拾得場所、12 拾得者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、13 届出者続柄、14 届出者氏名、15 拾得者権利区分、16 拾得者氏名等告知同意区分、17 施設占有者整理番号、18 施設占有者名称・所在地・連絡先、19 施設占有者交付受理日時、20 施設占有者権利区分、21 施設占有者氏名等告知同意区分、22 警察からの返還連絡、23 物件(現金・物品)、24 保管場所区分、25 特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、26 移送先警察署、27 移送年月日、28 保管委託年月日、29 保管委託先氏名(名称)・住所・連絡先、30 鑑査依頼年月日、31 埋蔵文化財認定年月日、32 任意提出年月日、33 還付年月日、34 遺失者連絡状況、35 遺失者判明年月日、36 遺失者連絡日時、37 遺失者連絡方法、38 遺失届受理番号、39 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、40 払出区分、41 払出年月日、42 払出先氏名(名称)・住所(所在地)・連絡先
記録範囲	拾得物件の拾得者(届出者・施設占有者を含む) 払出先となる者(遺失者を含む)
記録情報の収集方法	拾得者(届出者・施設占有者を含む)からの提出 遺失者への返還、払出手続き
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁、各道府県警察

開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手 続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 長野県警察本部警務部会計課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
行政機関等匿名加工情報の概 要	—	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をすこと ができる期間	—	
備 考	—	

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	広聴対応状況管理ファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部監察課	
個人情報ファイルの利用目的	広聴事務の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 受理番号、2 月別番号、3 受理日、4 分類、5 関係所属、6 回答要求、7 住所、8 氏名、9 性別、10 電話番号、11 件名、12 申出態様、13 記録票番号	
記録範囲	警察に対する苦情・抗議、意見・要望、感謝・激励の申出をした者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

(様式第 1 号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	留置情報ファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部留置管理課	
個人情報ファイルの利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。	
記録項目	1 留置番号、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 本籍・国籍、6 住居、7 職業、8 身長、9 体重、10健康状態、11事件主管課、12拘束機関、13逮捕日時、14留置日時、15留置罪名・手口、16送致年月日、17勾留年月日、18勾留罪名、19起訴年月日、20起訴罪名、21判決年月日、22判決内容、23釈放等日、24釈放等事由、25移送先等名称	
記録範囲	長野県警察に留置された者（被留置者）	
記録情報の収集方法	事件主管課・拘束機関からの引継ぎ（新規収容時） 被留置者からの聴取 留置中の刑事手続	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	被保護者等情報ファイル
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	別紙のとおり
個人情報ファイルの利用目的	警察官職務執行法に基づく保護等取扱い時の速やかな被保護者の引渡し及び適切な関係機関への通報等に資するため、都道府県警察間で情報を共有するほか、人身安全関連事案に対する適正かつ迅速な対処に資することを目的とする。
記録項目	<p><b>【保護事案情報】</b>  1 管理番号、2 取扱担当者（事案担当所属、取扱者）、3 被保護者（氏名、異名、国籍、本籍、住所、職業、勤務先、生年月日、推定年齢、性別、電話番号、人相・着衣・特徴等、認知症の疑い）、3 取扱概要（根拠法令、保護の理由、発見日時、発見場所、発見の端緒、発見時の状況及び保護を必要と認めた理由、保護期間、保護の場所、保管金品等、保管責任者、立会人、保管金品の明細、診察、給食、特異動静等）4 引渡・引継・解除（引渡先、関係性詳細、住所又は所在地、氏名又は機関名、取扱責任者、引渡先（連絡先）、引渡詳細）5 備考、6 酩酊法7条通報（文書番号、通報年月日、通報先、アルコールの慢性中毒者又はその疑いのある者と認めた理由、その他参考事項、担当者）、7 保護期間延長許可状請求（請求年月日、裁判所名、請求者階級、請求者氏名、延長請求期間、許可状請求の理由、担当者）</p> <p><b>【警察官通報事案情報】</b>  1 取扱責任者（事案担当所属、取扱者）、2 対象者（氏名、異名、国籍、本籍、住所、職業、勤務先、生年月日、推定年齢、性別、電話番号）、3 通報書項目（文書番号、文書年月日、通報先、発見日時、発見場所、発見時の状況及び精神障害のために自傷又は他害のおそれがあると認めた理由、その他参考事項、担当者）、4 通報結果（通報日時、通報手段、通報時の身柄の状況、保健所等職員臨場、保健所等の判断（事前調査の結果）、指定医の判断（診断結果）、搬送状況、措置入院以外の対応）</p> <p><b>【迷い人事案情報】</b>  1 取扱担当者（事案担当所属、取扱者）、2 迷い人情報（氏名、異名、国籍、本籍、住所、職業、勤務先、生年月日、推定年齢、性別、電話番号）、3 発見情報（発見日時、発見場所、発見の経緯、迷い人の申立て内容、照会・調査の経過及び結果）、4 記名等（着衣、所持金品等の記名等）、5 身元確認（身元判明済、身元判明日時、死亡、死亡日時、身元確認経過、身元確認</p>

	後の措置、補充事項)、6 迷い人照会 (迷い人照会先、迷い人票の写真、担当者)	
記録範囲	被保護者、警察官通報対象者、迷い人及び引取者 (引継先担当者)	
記録情報の収集方法	保護事案、警察官通報事案、迷い人事案の取扱い	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁、道府県警察本部及び警察署並びに簡易裁判所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		



別紙

個人情報ファイル が利用に供される 事務をつかさどる 組織の名称	生活安全企画課、人身安全・少年課、長野中央警察署、飯山警察署、 中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、 小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、 岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、 木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署
---	--

(様式第 1 号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	許可事務申請管理ファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署	
個人情報ファイルの利用目的	生活安全部門における許可事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 受理日、3 受付票番号、4 申請者の氏名又は名称、5 生年月日、6 申請区分、7 申請種別、8 手数料、9 標準処理日、10 申請銃砲数、11 遊技機申請台数	
記録範囲	銃砲刀剣類、火薬類、風俗営業、警備業、古物営業、質屋営業、探偵業及び金属くず営業に係る申請者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課 (所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692- 2
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 許可上申等課及び警察署、2 許可等年月日、3 行政処分等の区分、4 営業停止等の期間、5 送致又は調査終了から処分までの日数、6 営業の種別、7 併設営業の停止処分の有無、8 送致の有無、9 法人・個人の別、10 違反態様等、11 許可番号、12 営業所の名称、13 営業所等の所在地、14 法人名、15 法人の所在地、16 代表者又は経営者の氏名、17 代表者又は経営者の性別、18 代表者又は経営者の生年月日、19 代表者又は経営者の本（国）籍、20 代表者又は経営者の住所、21 管理者等の氏名、22 管理者等の性別、23 管理者等の生年月日、24 管理者等の本（国）籍、25 管理者等の住所、26 役員の氏名、27 役員の性別、28 役員の生年月日、29 役員の本（国）籍、30 役員の住所、31 広告宣伝で使用する呼称、32 客の依頼を受ける方法、33 電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、34 自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、35 自動公衆送信装置設置者の住所、36 電気通信設備の設置場所、37 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置の内容、38 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の名称、39 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の代表者の氏名、40 許可管理番号、41 認定番号、42 開始届出番号、43 届出確認書等の書面の種別、44 届出確認書等の交付年月日、45 届出確認書等の交付番号、46 客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、47 受付所・待機所の別、48 映像伝達用設備を識別するための電話番号等、49 行政処分番号、

	50代表者又は経営者の電話番号、51管理者の電話番号、52役員の電話番号
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者（許可を取消された者の記録又は廃業届出を提出した者の記録については、取消し等された時点から5年間保存される。）、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者（認定を取消し等された者の記録については、取消し等された時点から5年間保存される。）、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者（廃業した者の記録については、廃業した時点から5年間保存される。）並びに行政処分を受けた者（当該処分を受けた時点から5年間保存される。）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）長野県警察本部警務部広報相談課
	（所在地）長野市大字南長野字幅下692-2
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る12、14から16まで、20、21、25、26及び30の訂正は、風営法第9条第3項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号、以下「規則」という。）第20条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21及び25の訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、32、46及び47の訂正は、同条第2項及び規則第53条による。風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、33から35まで及び48の訂正は、同条第2項及び規則第59条による。風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21、25及び33の訂正は、同条第2項及び規則第64条による。風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31及び33の訂正は、同条第2項及び規則第70条による。風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで及び20の訂正は、同条第2項及び規則第104条による。

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課	
	(所在地) 長野市大字南長野字幅下692-2	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	-	

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曽警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1銃種、2許可証番号、3本（国）籍、4住所、5氏名、6性別、7生年月日、8登録事由発生年月日、9許可番号、10有効期間、11商品名等、12銃口径、13銃特徴、14銃番号、15銃全長、16銃身長、17適合実（空）包、18替え銃身本数、19替え銃身、20用途別、21管轄警察署、22追加打刻番号、23記事、24取消事由又は失効事由、25問題銃状態、26電話番号、27勤務先、28原許可年月日、29原許可番号、30確認年月日、31許可年月日、32考査の得点
記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号、第2号、第2号の2、第3号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者、第5条の3の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を受講した者、第5条の3の2の規定によるクロスボウの取扱いに関する講習を受講した者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者（第9条の6第2項の規定により届出があった場合）、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第9条の11第2項の規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	3から6まで、15、16及び18から20までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第32条による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課	
	(所在地) 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	



(様式第 1 号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	探偵業管理ファイル
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	探偵業の届出その他探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号、以下「探偵業法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	第 1 探偵業者 1 届出証明書番号、2 受理警察署、3 受理年月日、4 受理番号、5 法人等の種別、6 探偵業者(1)商号、名称又は氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)電話番号、7 営業所(1)名称(2)住所(3)設置年月日(4)種別、8 広告宣伝をする時の名称、9 代表者(1)氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)本(国)籍、10 廃止事由、11 開始届出年月日、12 変更届出年月日、13 変更年月日、14 再交付申請年月日、15 再交付年月日、16 廃止届出年月日、17 廃止年月日、18 訂正年月日 第 2 役員 1 届出証明書番号、2 受理警察署、3 受理年月日、4 役員(1)役職(2)氏名(3)住所(4)生年月日(5)性別(6)本(国)籍、5 開始届出年月日、6 変更届出年月日、7 変更年月日、8 訂正年月日 第 3 行政処分 1 処分公安委員会、2 処分番号、3 届出証明書番号、4 処分事由、5 処分の種類、6 処分年月日、7 処分対象者の属性、8 送致年月日、9 起訴・不起訴の別、10 廃止命令の有無(事由)、11 探偵業者名、12 処分対象者(1)氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)本(国)籍、13 行政処分営業所(1)名称(2)停止期間、14 廃止年月日、15 訂正年月日
記録範囲	探偵業者の新規、変更、再交付、廃止及び訂正、法人の場合の役員の新規、変更及び訂正、探偵業者の新規行政処分及び処分の訂正
記録情報の収集方法	届出者からの届出その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む

記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	第1の6(1)、6(2)、7(1)、7(2)、7(4)、8、9(1)及び9(2)並びに第2の4(2)及び4(3)までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、探偵業法第4条第2項及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第19号)第3条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者ファイル
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法(昭和47年法律第117号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 認定証番号、2 警備業者名、3 受理警察署、4 営業所番号、5 管内営業所名称、6 設置年月日、7 管内営業所所在地、8 管内営業所電話番号、9 取り扱う警備業務の区分、10 警備業務の種別、11 現任責任者講習受講日、12 変更年月日、13 廃止年月日、14 選任警備員指導教育責任者の配置状況、15 選任警備員指導教育責任者の氏名、16 選任警備員指導教育責任者の住所、17 選任警備員指導教育責任者の性別、18 選任警備員指導教育責任者の生年月日、19 選任警備員指導教育責任者の業種等、20 選任警備員指導教育責任者の資格者証の交付公安委員会、21 選任警備員指導教育責任者の資格者証番号、22 基地局番号、23 基地局名称、24 基地局所在地、25 基地局電話番号、26 選任機械警備業務管理者の氏名、27 選任機械警備業務管理者の住所、28 選任機械警備業務管理者の性別、29 選任機械警備業務管理者の生年月日、30 選任機械警備業務管理者の資格者証の交付公安委員会、31 選任機械警備業務管理者の資格者証等番号、32 待機所名称、33 待機所所在地
記録範囲	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	警備業者に係る2、5、7、9、15及び16の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11条第1項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第17条第2項による。機械警備業者に係る1、23、24、26、27、32及び33の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第2項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）長野県警察本部生活安全部生活安全企画課 （所在地）〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

(様式第 1 号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 資格、2 業種等、3 資格者証等の区分、4 交付公安委員会、5 資格者証等番号、6 受理警察署、7 氏名、8 性別、9 生年月日、10本（国）籍、11交付年月日、12書換年月日、13返納年月日、14行政処分の登録警察本部、15処分番号、16住所、17処分年月日、18処分事由、19送致年月日、20処分結果
記録範囲	警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の資格者証被交付者、警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者及び警備員等の検定合格証被交付者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第5項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項による。検定合格証明書の交付を受けた者に係る7及び16の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第15条第1項による。

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	警備業者役員等ファイル
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法(昭和47年法律第117号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 認定証番号、2 認定証交付公安委員会、3 主たる営業所が所在する都道府県、4 主たる営業所の営業所番号、5 受理警察署、6 警備業者名、7 警備業者の住所、8 警備業者の電話番号、9 法人等の種別、10代表者の氏名、11代表者の住所、12代表者の性別、13代表者の生年月日、14代表者の本(国)籍、15認定失効の事由、16認定年月日、17更新年月日、18変更年月日、19認定失効年月日、20返納年月日、21主たる営業所の営業所名称、22主たる営業所の所在地、23役員の役職、24役員の氏名、25役員の住所、26役員の性別、27役員の生年月日、28役員の本(国)籍、29営業開始年月日、30営業廃止年月日、31届出公安委員会、32管外営業所名称、33管外営業所所在地、34行政処分の登録警察本部、35処分番号、36処分事由、37処分の種類、38処分年月日、39処分対象者の氏名、40処分対象者の住所、41処分対象者の性別、42処分対象者の生年月日、43処分対象者の本(国)籍、44処分対象者の属性、45送致年月日、46起訴・不起訴の別、47行政処分営業所名称、48行政処分営業所停止期間
記録範囲	警備業者の役員及び代表者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	3、6、7、10、21、22、24、25、32及び33の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11条第1項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第17条第2項による。機械警備業者に係る1及び2の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第2項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）長野県警察本部生活安全部生活安全企画課 （所在地）〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692- 2	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	



個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署
個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	<p>1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 許可の種類、6 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本（国）籍、7 行商をしようとする者であるかどうかの別、8 取引にHPを用いるかどうかの別、9 ホームページURL、10 主として取り扱おうとする古物の区分、11 記事（別項目の入力内容の補足説明）、12 代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、13 営業所・古物市場の所轄警察署、営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、14 管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、15 再交付日、16 再交付理由、17 変更年月日、18 変更区分、19 返納理由の発生年月日、20 返納理由、21 競り売りの形態、22 競り売り日時、23 競り売り開催場所、24 競り売り開催場所を管轄する警察署、25 自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、26 買受けの申込みを受ける通信手段の種類、27 競り売りの届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）、28 仮設店舗日時、29 仮設店舗設置場所、30 仮設店舗設置場所を管轄する警察署、31 仮設店舗営業の届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）</p> <p>第2 質屋</p> <p>1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所及び本（国）籍、6 営業所の名称及び所在地、7 管理者等の種別、</p>

	<p>氏名、生年月日、住所及び本（国）籍、8 変更年月日、9 変更区分、10 廃業等届出種別、11 廃業（解散・消滅・死亡・取消）日、12 休業期間、13 再交付日</p> <p>第 3 盗品取扱状況登録</p> <p>1 作成所属、2 許可の種類、3 許可証番号、4 許可年月日、5 営業所等所在都道府県、6 営業所等整理番号、7 盗品の取扱状況の整理番号、発見年月日、不正申告の有無、区分別、品名、合計数量、買取額又は貸付額</p> <p>第 4 行政処分者</p> <p>1 作成所属、2 許可の種類、3 許可証番号、4 許可年月日、5 処分の種類、6 聴聞公示日、7 処分年月日、8 公告年月日、9 許可取消日、10 処分コード、11 処分理由、12 記事（別項目の入力内容の補足説明）、13 被処分者（被許可者）の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所及び本（国）籍、14 法人代表者の氏名又は名称、生年月日、住所又は居所及び本（国）籍、15 欠格事由該当者となる役員等の氏名、生年月日、住所、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、16 行政処分の対象となる営業所・古物市場の営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、名称、所在地、主たる営業所等の別、所轄警察署及び営業停止期間、17 解任勧告を受けた管理者の氏名、生年月日、住所及び本（国）籍、記事（別項目の入力内容の補足説明）</p>
記録範囲	古物商、古物市場主及び質屋
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）長野県警察本部警務部広報相談課
	（所在地）〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692- 2
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>第 1 の 6 から 10 及び 12 から 14 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号）第 5 条第 3 項及び第 6 項による。</p> <p>第 2 の 5 から 7 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第 4 条第 2 項及び質屋営業法施行規則（昭和 25 年総理府令第 25 号）第 8 条第 1 項による。</p>

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録ファイル
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、情報管理課、生活安全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課、サイバー捜査課、地域部地域課、自動車警ら隊、刑事部刑事企画課、捜査支援分析課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策課、鑑識課、機動捜査隊、交通部交通企画課、交通指導課、交通機動隊、警備部警備企画課、警備第一課、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署
個人情報ファイルの利用目的	自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するために利用する。
記録項目	1 防犯登録年月日、2 防犯登録番号、3 車体番号、4 メーカー名、5 車種、6 塗色、7 氏名、8 住所、9 電話番号、10 販売店名、11 販売店電話番号
記録範囲	自転車防犯登録を受けた者
記録情報の収集方法	公益社団法人長野県防犯協会連合会からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁、各道府県警察
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	捜査の過程で押収した名簿登載者リスト	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の捜査の過程で押収した名簿登載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うことにより、これらの犯罪被害を防止するため。	
記録項目	1 案件年、2 案件種別、3 案件番号、4 資料名、5 住所、6 氏名、7 電話番号	
記録範囲	捜査の過程で押収した名簿に登載されている者	
記録情報の収集方法	警察庁からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野県大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル (205ファイル)	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	別紙のとおり	
個人情報ファイルの利用目的	犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するとともに、非常時における所在確認と緊急連絡を行うため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 電話番号、6 業種、7 非常時の連絡先、8 国籍 (外国人のみ)、9 要望連絡事項	
記録範囲	巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡先 巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡先	
記録情報の収集方法	巡回連絡	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	



行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

## 別紙

個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
長野中央警察署	権堂町交番、若里交番、長野駅前交番、若松町交番、三輪交番、吉田交番、柳町交番、和田交番、安茂里交番、若槻大通り交番、東北交番、大豆島交番、豊野町交番、飯綱町交番、信濃町交番、信州新町交番、七二会駐在所、芋井駐在所、若穂駐在所、戸隠駐在所、鬼無里駐在所、小川村駐在所、中条駐在所
飯山警察署	仲町交番、瑞穂駐在所、太田駐在所、岡山駐在所、木島平村駐在所、野沢温泉村駐在所、水内駐在所、堺駐在所
中野警察署	信州中野駅前交番、高社交番、山ノ内町交番、豊田駐在所、志賀高原駐在所
須坂警察署	横町中央交番、幸高南部交番、小布施町交番、高山村駐在所
長野南警察署	篠ノ井駅前交番、篠ノ井西交番、川中島交番、更北交番、松代交番、信更駐在所、大岡駐在所
千曲警察署	屋代駅前交番、戸倉・上山田交番、坂城町交番、森・倉科駐在所、西部駐在所
上田警察署	染谷交番、国分交番、上田駅前交番、川辺交番、塩田交番、大屋交番、神科交番、丸子交番、東御市交番、別所温泉駐在所、真田町駐在所、西内駐在所、依田駐在所、武石駐在所、北御牧駐在所、古町駐在所、長久保駐在所、和田駐在所、青木村駐在所
小諸警察署	小諸駅前交番、美南交番
佐久警察署	佐久平駅前交番、中央交番、南部交番、望月交番、臼田交番、小海町交番、佐久穂町交番、御代田町交番、茂田井駐在所、布施駐在所、春日駐在所、協和駐在所、八幡駐在所、中津駐在所、川上村駐在所、南牧村駐在所、南相木村・北相木村駐在所、芦田駐在所、山部駐在所
軽井沢警察署	軽井沢駅前交番、中軽井沢駐在所、西地区駐在所
茅野警察署	茅野駅前交番、尖石縄文交番、富士見町交番、北山駐在所、原村駐在所
諏訪警察署	上諏訪駅前交番、四賀交番、豊田交番、下諏訪町交番
岡谷警察署	岡谷駅前交番、中央交番、東部交番
伊那警察署	伊那市駅前交番、高遠町交番、辰野町交番、箕輪町交番、西箕輪駐在所、美篤駐在所、富県駐在所、東春近駐在所、西春近駐在所、藤沢駐在所、長谷駐在所、小野駐在所、南箕輪村駐在所
駒ヶ根警察署	駒ヶ根駅前交番、中沢駐在所、宮田村駐在所、飯島町駐在所、中

	川村駐在所
飯田警察署	飯田駅前交番、上郷飯沼交番、名古熊交番、松川町交番、阿智村交番、松尾駐在所、山本駐在所、竜丘駐在所、下久堅駐在所、天竜峡駐在所、高森町駐在所、大鹿村駐在所、喬木村駐在所、豊丘村駐在所、龍江駐在所、千代駐在所、上村駐在所、南信濃駐在所、浪合駐在所、平谷村駐在所、根羽村駐在所
阿南警察署	泰阜村駐在所、下條村駐在所、富草駐在所、大下条駐在所、売木村駐在所、新野駐在所、天龍村駐在所
木曾警察署	木曾福島駅前交番、上松町交番、南木曾町交番、日義駐在所、木祖村駐在所、開田高原駐在所、三岳駐在所、王滝村駐在所、須原駐在所、野尻駐在所
塩尻警察署	塩尻駅前交番、広丘交番、北小野駐在所、洗馬駐在所、檜川駐在所、朝日村駐在所
松本警察署	北部交番、東部交番、大手交番、松本駅前交番、島立交番、高宮交番、庄内交番、惣社交番、浅間温泉交番、村井・寿交番、空港北交番、波田交番、四賀駐在所、梓川駐在所、山形村駐在所、奈川駐在所、安曇駐在所
安曇野警察署	豊科交番、三郷交番、穂高交番、明科交番、堀金駐在所、生坂村駐在所、麻績村駐在所、西条駐在所、坂井駐在所
大町警察署	信濃大町駅前交番、白馬村交番、池田町交番、平駐在所、常盤駐在所、八坂駐在所、美麻駐在所、小谷駐在所、北小谷駐在所、松川村駐在所

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	110番通報の受理に関するファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域部通信指令課	
個人情報ファイルの利用目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため	
記録項目	1 事案番号、2 事案名、3 事案内容、4 受理日時、5 受理者、6 発生日時、7 発生場所、8 管轄署、9 通報場所、10 通報者(1) 氏名(2) 電話番号、11 指令時刻、12 指令者、13 現場到着時刻、14 処理結果	
記録範囲	110番通報の通報者・関係者、受理者・指令者及び対応者	
記録情報の収集方法	110番通報の受理者又は対応者による聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	非常通報装置設置等に関するファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域部通信指令課	
個人情報ファイルの利用目的	非常通報装置の設置申請により設置者を把握し、同装置の設置等手続き及び設置後の運用、事件発生時の対応に資するため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	非常通報装置設置等に関する申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申告、設置業者からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	安全運転管理者ファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通企画課	
個人情報ファイルの利用目的	安全運転管理者制度の適正な運用に資するために利用する	
記録項目	1 選任年月日、2 安全運転管理者・副安全運転管理者氏名、3 安全運転管理者・副安全運転管理者生年月日、4 資格要件、5 職務上の地位、6 名称、7 位置、8 業種、9 自動車台数、10 運転数	
記録範囲	安全運転管理者及び副安全運転管理者を新規申請、変更申請した者（昭和49年以降）	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警察庁、安全運転管理者協会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	道路交通法第74条の3第5項（選任・解任） 道路交通法第74条の3第6項（解任命令）	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部交通部交通企画課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	



行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	道路使用許可申請者ファイル (30ファイル)	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高速道路交通警察隊、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署、松代交番、丸子交番、望月交番、臼田交番、辰野町交番、高遠町交番、池田町交番	
個人情報ファイルの利用目的	道路使用許可申請手続の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請者住所、4 申請者氏名、5 道路使用の目的、6 場所又は区間、7 期間、8 方法又は形態、9 添付書類、10 現場責任者住所、11 現場責任者氏名、12 現場責任者電話、13 許可証番号、14 許可条件、15 交付年月日、16 変更の内容、17 変更の理由、18 再交付申請の理由	
記録範囲	道路使用許可の申請者及び現場責任者	
記録情報の収集方法	道路使用許可の申請書、道路使用許可証記載事項変更届、道路使用許可証再交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁、各道府県警察	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第20条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	通行禁止道路通行許可申請者ファイル (29ファイル)	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高速道路交通警察隊、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署、松代交番、丸子交番、望月交番、臼田交番、辰野町交番、池田町交番	
個人情報ファイルの利用目的	通行禁止道路通行許可申請事務の適正な遂行に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請者住所、4 申請者氏名、5 主たる運転者住所、6 主たる運転者氏名、7 車両の種類、8 番号標に表示されている番号、9 運転の期間、10 通行しようとする通行禁止道路の区間、11 やむを得ない理由、12 標章番号、13 条件、14 交付年月日、15 有効期限	
記録範囲	通行禁止道路通行許可の申請者	
記録情報の収集方法	通行禁止道路通行許可申請者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁、各道府県警察	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの警務部広報相談課種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	<input type="checkbox"/> 政令第20条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル(22ファイル)
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署
個人情報ファイルの利用目的	駐車禁止除外指定車標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。
記録項目	1 取扱警察署、2 申請年月日、3 申請者の氏名(法人の場合は名称と代表者)・住所(法人の場合は所在地)、4 除外指定を受けようとする者の住所(法人の場合は所在地)・電話番号、5 除外指定を受けようとする者の氏名(事業所名・責任者名)、6 除外指定を受けようとする車両の車両登録番号・車名・主たる運転者の住所・主たる運転者の氏名、7 除外指定を受けようとする区域又は道路の区間、8 除外指定を必要とする理由(障害区分・等級)、9 標章番号、10 交付年月日、11 有効期限
記録範囲	現に駐車禁止除外指定車標章を受けている者
記録情報の収集方法	駐車禁止除外車両指定申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警視庁、各道府県警察
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2
訂正及び利用停止に関する他の法令又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第20条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	通行禁止除外指定車標章管理ファイル(22ファイル)
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署
個人情報ファイルの利用目的	通行禁止除外指定車標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。
記録項目	1 取扱警察署、2 申請年月日、3 申請者の氏名(法人の場合は名称と代表者)・住所(法人の場合は所在地)、4 除外指定を受けようとする者の住所(法人の場合は所在地)・電話番号、5 除外指定を受けようとする者の氏名(事業所名・責任者名)、6 除外指定を受けようとする車両の車両登録番号・車名・主たる運転者の住所・主たる運転者の氏名、7 除外指定を受けようとする区域又は道路の区間、8 除外指定を必要とする理由、9 標章番号、10 交付年月日、11 指定種別、12 有効期限、13 その他
記録範囲	現に通行禁止除外指定車標章を受けている者
記録情報の収集方法	通行禁止除外車両指定申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警視庁、各道府県警察
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2
訂正及び利用停止に関する他の法令又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—



個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第20条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	駐車許可証管理ファイル (28ファイル)	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署、松代交番、丸子交番、望月交番、臼田交番、辰野町交番、池田町交番	
個人情報ファイルの利用目的	駐車許可証の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請者の氏名（法人の場合は名称と代表者）・住所（法人の場合は所在地）、4 車両の種類・年式・登録（車両）番号、5 運転者の氏名、6 申請理由、7 駐車の期間、8 駐車の場所、9 駐車許可証の番号・交付年月日、	
記録範囲	現に駐車許可証を受けている者、駐車許可証を返納した者	
記録情報の収集方法	駐車許可の申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号

	政令第20条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

(様式第 1 号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	制限外牽引許可申請者ファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	制限外牽引許可申請手続の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 申請者住所、2 申請者氏名、3 申請者の免許の種類、4 免許証番号、5 牽引する自動車の種類、6 牽引する自動車の番号標に表示されている番号、7 牽引される車両の種類、8 牽引される車両の台数、9 牽引の全長、10 運搬品名、11 牽引の方法、12 牽引の年月日時、13 牽引の経路、14 許可証番号、15 許可条件、16 申請年月日	
記録範囲	制限外牽引許可の申請者	
記録情報の収集方法	制限外牽引許可の申請者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁、各道府県警察	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	制限外許可(制限外積載、設備外積載、荷台乗車)申請者ファイル(28ファイル)
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署、松代交番、丸子交番、望月交番、臼田交番、辰野町交番、池田町交番
個人情報ファイルの利用目的	制限外許可(制限外積載、設備外積載、荷台乗車)申請手続の適正な運用に資するために利用する。
記録項目	1申請者住所、2申請者氏名、3申請者の免許の種類、4免許証番号、5車両の種類、6番号標に表示されている番号、7車両の諸元、8運搬品名、9制限を超える大きさ又は重量、10制限を超える積載の方法、11設備外積載の場所、12荷台に載せる人員、13運転の期間、14運転経路、15許可証番号、16許可条件、17受理警察署、18申請年月日
記録範囲	制限外許可の申請者
記録情報の収集方法	制限外許可の申請者からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁、各道府県警察
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2
訂正及び利用停止に関する他の法令又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第20条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	自動車保管場所管理ファイル (28ファイル)
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通規制課、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署、丸子交番、望月交番、臼田交番、辰野町交番、池田町交番
個人情報ファイルの利用目的	自動車保管場所証明等の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。
記録項目	1 受理・受付番号、2 申請区分、3 登録番号・車両番号・前車番号、4 車名、5 型式、6 車台番号、7 長さ・幅・高さ、8 使用の本拠の位置、9 保管場所の位置、10 保管場所標章番号、11 申請年月日、12 申請者郵便番号・住所・氏名・フリガナ・電話、13 証明書・標章発行日、14 代理申請者住所・氏名・電話、15 駐車場名称、16 駐車場住所、17 所有者氏名・住所、18 駐車場管理者名・住所・電話、19 駐車可能台数、20 収容情報、21 区画情報、22 駐車場面積
記録範囲	自動車の保管場所の確保等に関する法律に定める申請者、届出者、申請者等から委任を受けた代理人、10台以上の自動車を収容可能な駐車場所所有者
記録情報の収集方法	申請者又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請書の受付、自動車保管場所届出書等の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2
訂正及び利用停止に関する他の法令又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—



個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第20条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	高齢運転者等標章管理ファイル (23ファイル)	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通規制課、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署	
個人情報ファイルの利用目的	高齢運転者等標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 住所、4 氏名・ふりがな、5 生年月日、6 電話番号・その他連絡先、7 申請事由、8 免許証の番号・交付年月日、9 免許の種類、10 登録(車両)番号、11 標章の番号・交付年月日、12 記載事項変更の届出年月日・内容・理由、13 再交付の申請年月日・理由、14 標章の返納年月日	
記録範囲	現に高齢運転者等標章を受けている者 高齢運転者等標章を返納した者	
記録情報の収集方法	高齢運転者等標章の申請書、記載事項変更届出、再交付申請書、高齢運転者等標章の返納	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁、各道府県警察	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許本部東北信運転免許課・中南信運転免許課
個人情報ファイルの利用目的	運転免許証の交付及び更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本（国）籍、5 住所、6 免許証番号、7 有効期間の末日、8 交付年月日、9 照会番号、10 免許年月日、11 免許の種類、12 免許の条件等、13 限定解除年月日（5 t 限定）、14 最新併記年月日、15 特例免種状態、16 若年運転者期間、17 普通経験日数、18 違反、事故及び事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）の発生年月日時、19 事案点数、20 累積点数、21 違反名、22 違反車両、23 路線名、24 事故内容、25 事案名、26 処分年月日時、27 手配年月日、28 処分公安委員会、29 手配公安委員会、30 登録公安委員会、31 手配番号、32 処分種別、33 処分番号、34 処分日数、35 処分短縮日数、36 処分免種、37 若年特例取消免種、38 取消等該当関連情報登録年月日、39 取消等該当関連情報登録番号、40 取消等該当関連情報登録事案名、41 違反者講習済年月日、42 運転練習の方法、43 氏名等修正年月日、44 住所変更年月日、45 再交付年月日、46 最終違反年月日、47 最終事故年月日、48 最終事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）年月日、49 事件番号、50 講習区分、51 満了日直前の誕生日、52 有効期間区分、53 初心期間終了年月日、54 初心講習済年月日、55 再試験合格年月日、56 若年運転者講習済年月日、57 取消処分者等区分、58 取消処分者講習受講年月日、59 講習場所、60 講習番号、61 初心取消年月日、62 初心取消理由、63 再試験番号、64 初回更新者区分、65 特定失効等区分、66 更新申請県、67 命令種別、68 指定場所、69 指定等年月日、70 受検等年月日、71 認知機能検査年月日、72 検査場所、73 検査番号、74 検査得点、75 検査結果、76 検査種別、77 検査種類、78 高齢者講習済年月日、79 実車指導結果、80 講習分類、81 講習種別、82 講習種類、83 運転技能検査年月日、84 運転技能検査得点、85 免許の申請年月日、86 免許の申請区分、87 質問票等回答年月日、88 質問票等回答内容、89 虚偽記載判明年月

	日、90虚偽記載の有無、91運転経歴証明書番号、92運転経歴証明書交付年月日、93運転経歴証明書運転者区分、94顔写真
記録範囲	<p>1 現に運転免許を受けている者</p> <p>2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間（ただし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年間。</p> <p>5 免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。</p> <p>6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間（ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。</p>
記録情報の収集方法	運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査及び運転技能検査の受検
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁、自動車安全運転センター長野県事務所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1、4及び5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第1項又は同法第104条の4第7項及び同施行規則第30条の12第1項による。

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 交通部運転免許本部東北信運転免許課	
	(所在地) 〒381-2224 長野市川中島町原704-2	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	-	

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	高齢者講習等管理ファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許本部東北信運転免許課・中南信運転免許課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者講習・認知機能検査・運転技能検査事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5免許証番号、6有効期間の末日、7交付年月日、8照会番号、9免許年月日、10免許の種類、11認知機能検査通知日 12認知機能検査予約日 13認知機能検査実施日 14検査場所 15検査得点 16検査結果 17検査種類 18高齢者講習通知日 19高齢者講習予約日 20高齢者講習実施日 21実車指導結果 22講習場所 23講習種別 24講習種類、25運転技能検査通知日 26運転技能検査予約日 27運転技能検査実施日 28運転技能検査得点 29運年技能検査結果 30運転技能検査場所 31運転技能検査種類	
記録範囲	免許更新を受けようとする者のうち更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者で、更新期間満了日経過後5年間	
記録情報の収集方法	高齢者講習の受講、認知機能検査及び運転技能検査の受検	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 交通部運転免許本部東北信運転免許課 (所在地) 〒381-2224 長野市川中島町原704-2
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—



(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	安全運転相談ファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許本部東北信運転免許課	
個人情報ファイルの利用目的	一定の病気に該当する疑いのある者からの安全運転相談に対応するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 電話番号、5 免許証番号、6 免許の種類、7 病気の事案概要、8 診断内容、9 措置	
記録範囲	相談事案に係る申出者	
記録情報の収集方法	本人の申告、診断書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

(様式第 1 号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	教習指導員資格者証交付簿ファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許本部東北信運転免許課	
個人情報ファイルの利用目的	自動車教習所において行う自動車の運転に関する教習の水準の維持向上に資するため	
記録項目	1 発行番号、2 資格者証被交付者が所属する教習所名、3 資格者証被交付者氏名、4 発行年月日	
記録範囲	教習指導員資格者証被交付者（平成6年以降）	
記録情報の収集方法	教習指導員資格者証交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

(様式第 1 号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	教習指導員等審査合格証明書発行簿ファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許本部東北信運転免許課	
個人情報ファイルの利用目的	自動車教習所において行う自動車の運転に関する教習の水準の維持向上に資するため	
記録項目	1 発行番号、2 合格証明書被交付者が所属する教習所名、3 合格証明書被交付者氏名、4 発行年月日	
記録範囲	合格証明書被交付者（平成6年以降）	
記録情報の収集方法	教習指導員等審査申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

(様式第1号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	技能検定員資格者証交付簿ファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許本部東北信運転免許課	
個人情報ファイルの利用目的	自動車教習所において行う自動車の運転に関する教習の水準の維持向上に資するため	
記録項目	1 発行番号、2 資格者証被交付者が所属する教習所名、3 資格者証被交付者氏名、4 発行年月日	
記録範囲	資格者被交付者（昭和40年以降）	
記録情報の収集方法	技能検定員資格者証交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—



(様式第 1 号)

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	公安条例許可取扱状況ファイル	
行政機関等の名称	長野県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警備部警備第二課	
個人情報ファイルの利用目的	集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和25年長野県条例第43号)第1条に定められた集会、集団行進又は集団示威運動を行う申請について、その実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすものか確認するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請書提出者の氏名、3 主催者の住所・指名、4 連絡責任者の住所・氏名、5 実施の日時、6 集会、集団行進又は集団示威運動の別、7 進路、場所及びその略図、8 集会、集団行動又は集団示威運動の名称、9 集会、集団行動又は集団示威運動の目的、10 参加予定団体及び代表者の住所・氏名、11 参加予定人員、12 現場責任者の住所及び氏名(道路使用を伴う場合)	
記録範囲	集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和25年県条例第43号)第1条に定められた集会、集団行進又は集団示威運動に係る申請を行った、申請者・連絡責任者・参加予定団体代表者・現場責任者	
記録情報の収集方法	本人(又は申請提出者)の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

(様式4) 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	公安条例許可取扱状況ファイル
行政機関等の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警備部警備第二課
個人情報ファイルの利用目的	集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年長野県条例第43号）第1条に定められた集会、集団行進又は集団示威運動を行う申請について、その実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすものか確認するために利用する。
記録項目	1 受理警察署、2 申請書提出者の氏名、3 主催者の住所・指名、4 連絡責任者の住所・氏名、5 実施の日時、6 集会、集団行進又は集団示威運動の別、7 進路、場所及びその略図、8 集会、集団行動又は集団示威運動の名称、9 集会、集団行動又は集団示威運動の目的、10 参加予定団体及び代表者の住所・氏名、11 参加予定人員、12 現場責任者の住所及び氏名（道路使用を伴う場合）
記録範囲	集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年県条例第43号）第1条に定められた集会、集団行進又は集団示威運動に係る申請を行った、申請者・連絡責任者・参加予定団体代表者・現場責任者
記録情報の収集方法	本人（又は申請提出者）の申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	